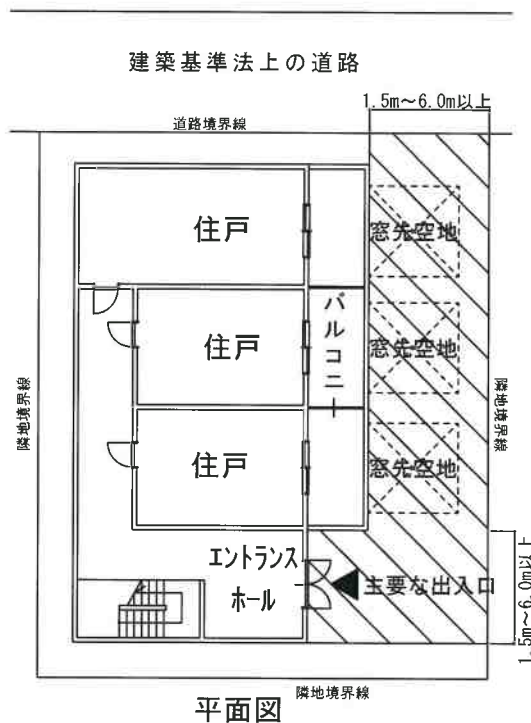


窓先空地等の取扱い

項目	主要な出入口(第17条)からの敷地内通路と窓先空地(第19条第1項)を兼用する場合
条文	東京都建築安全条例第17条、第19条第1項第2号ロ

窓先空地には、採光、通風、及び避難上支障となる植栽、柵、からぼりその他の障害物及び段差、傾斜路を設けないこと。

主要な出入口(第17条)からの敷地内通路と、窓先空地(第19条第1項第2号ロ)の兼用は可能である。



◀:安全条例第17条 主要な出入口

▨:安全条例第17条 主要な出入口からの敷地内通路(幅員1.5m~6.0m以上)

▨:安全条例第19条第1項第2号ロ 窓先空地(幅員1.5m~4.0m以上)

関連通達・資料

30都市建企第722号 平成30年10月15日 東京都建築安全条例第19号の運用の明確化について(東京都技術的助言) 1-(4)